

## 新型コロナウイルスに関する支援策のご案内

小田原箱根商工会議所

新型コロナウイルスの影響を受けている事業者に対する支援策につきまして、以下の通りご案内しますので、ぜひご活用ください。  
(令和3年1月8日時点)

### ■**新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（県）** **NEW!**

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮にご協力いただいた事業者（飲食店・カラオケ店）の皆様に対し、協力金を交付。

- ・対象者 県からの要請にご協力いただき、休業又は夜間営業時間を短縮（20時までの夜間営業時間の短縮及び19時までの酒類提供）した飲食店・カラオケ店等（飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた方）
  - ・時短期間 令和3年1月12日から2月7日  
※時間短縮要請期間以前から、閉店が20時超の店舗が協力金の対象となります。
  - ・金額 6万円（1日あたり）
  - ・問合せ 神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 電話：0570-056774
- ※当協力金は、現時点で、募集期間や金額など詳細については確定ではありません。

### ■**2021年度 固定資産税・都市計画税の減免**

事業者の保有する「建物」や「設備」（土地や住居用家屋は対象外）の2021年度の固定資産税及び都市計画税が事業収入の減少幅に応じ、ゼロ又は1/2となります。

- ・軽減率  
〈2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率〉  
\*50%以上減少→軽減率/全額 \*30%以上50%未満→軽減率/2分の1
- ・申請の流れ 認定支援機関等の確認を得た申請書類とともに、市・町の窓口にて申請。  
\*認定支援機関…商工会議所、金融機関、認定を受けた税理士や中小企業診断士等
- ・持ち物 認定支援機関に、前年と今年の売上が分かる資料（決算書、売上台帳等）、固定資産税納付書印鑑、をご持参ください。
- ・申請期限：令和3年2月1日（月）まで
- ・申請窓口 小田原市資産税課 0465-33-1361 箱根町税務課 0460-85-7750

### ■**持続化給付金・家賃支援給付金** 申請期限が迫っています！！

#### ○持続化給付金

- ・2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）がある方が対象 上限：法人200万円、個人事業主100万円
- ・申請期限 令和3年1月15日（金）まで 問合せ：0120-279-292

#### ○家賃支援給付金

- ・新型コロナウイルス感染症を契機とした、売上の減少に直面する（5月～12月までの間でいずれか1か月の売上が対前年50%以上減少、または、連続する3か月の売上の合計が対前年30%以上減少）事業者の地代・家賃の支援給付金を給付。 給付額：地代家賃の2/3（原則）
- ・申請期限 令和3年1月15日（金）まで 問合せ：0120-653-930

### ■**小規模事業者持続化補助金 一般型（国）**

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓にかかる費用等（広告関連・店舗改装・集客を図るための機械等）を支援。

- ・上限50万円、補助率2/3 ・締切：令和3年2月5日（金）※当日消印有効
- ・感染拡大防止の取組（事業再開枠）を実施する場合（上限50万円・補助率：定額）の上乗せが可能。

### ■**持続化補助金 その他支援策 個別相談会**

申請を検討されている方は、ぜひご利用ください。なお、その他支援策等の相談も可能です。（相談無料）

- ・日程 令和3年1月12日（火）、13日（水）、19日（火） 時間：9～17時半（1社1時間半）
- ・場所 小田原箱根商工会議所2F よろず支援拠点（小田原市城内1-21）※13日のみ箱根支部にて開催
- ・申し込み お電話にてお願いします。（小田原箱根商工会議所：0465-23-1811）

【問合せ】 小田原箱根商工会議所経営支援グループ TEL 0465（23）1811

上記以外の支援策については、「[経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#)」のWEBサイトをご覧ください。